

町税の減免制度

特別な事情により町税を納めることが困難な場合、事情に応じて減免される制度があります。
なお、減免を受けようとするかたは納期限までに申請する必要があります。

税 目	要 件
個 人 住 民 税	○生活保護を受けている場合 ○学生、生徒の場合 ○失業その他の事由により生活が著しく困難な場合 ○被災した場合
法 人 町 民 税	○収益事業を行わない NPO 法人、公益法人など
固 定 資 産 税	○生活保護を受けている場合 ○被災した場合
軽 自 動 車 税	○生活保護を受けている場合 ○国や地方公共団体から財政的援助を受ける公益法人、社会福祉法人など ○構造が身体障がい者などの利用のためのもの(車いす移動車やリフト付き特別仕様車など) ○障がい者のために使用する車両で、一定の要件に該当する場合
国民健康保険税	○生活保護を受けている場合 ○貧困などにより生活が著しく困難な場合 ○被災した場合

軽自動車税の減免(障がい者減免)について

対 象	障がい者、または障がい者と生計を同一にする家族
申請期間	6月2日(月)まで
申請に必要なもの	○納税通知書 ○減免を申請する車両の車検証 ○運転者の運転免許証 ○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれか

※既に減免を受けているかたで申請内容に変更がない場合は、自動的に減免が継続されます。
※減免は、障がい者1人につき軽自動車1台に限ります(普通自動車税の減免を受けている場合、減免は認められません)。

※障がいの内容や程度により減免とならない場合があります。

問 合 せ 税務課(⑦番窓口) ☎62-1461

国保からのお知らせ 入院時の食事療養費を改定しました

下記に該当するかたは、お持ちの限度額認定証で所得区分をご確認ください。

所得区分		食事療養標準負担額 (1食あたり)
70歳未満	70歳以上	490円→510円
ア	現役並Ⅲ	
イ	現役並Ⅱ	
ウ	現役並Ⅰ	
エ	一般	230円→240円
オ	低所得Ⅱ	
	低所得Ⅰ	110円(変更なし)

※住民税非課税世帯(区分オ・低所得ⅠⅡ)のかたは、「標準負担額減額認定証」または「被保険者証情報を紐付けしたマイナンバーカード」が必要です。

※生活療養費標準負担額の食事に係る費用も値上がり改正しました。

問 合 せ 町民生活課(②番窓口) ☎62-1232